歯２号

歯科技工所開設届出事項の変更届

 年 月 日

 福岡市保健所長 様

 　　　　 開設者

 　次のとおり歯科技工所の開設届出事項の一部を変更しましたので、歯科技工士法第２１

条第１項の規定により届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設の名称 |    | 開設者の氏名 |  |
| 施設の所在地 | 〒　 (℡　　　　　　　 ) | 開設者の住所 | 〒 　 (℡　　　　　　　 ) |
| 変更年月日 |  |
| 変更の理由 |  |
| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |
| 備　　考 |  |

注） 歯科技工士法第２１条第１項により届け出た内容に変更を生じたときに提出するものである。なお、開設場所の変更については、廃止届を提出した後、開設届を提出するものであること。

注）従事する歯科技工士を変更する場合、氏名に加えてリモートワーク実施の有無を併記し、リモートワークを行う者については、下記項目を併記すること。

　　①リモートワークを行う者に連絡可能な電話番号

　　②歯科技工所以外の場所であって、主にリモートワークを行う場所。自宅以外の場所で主にリモートワークを行う場合、その場所の住所

添付書類

　１ 敷地及び建物の構造設備、用途の変更等は、新旧が対照できる平面図

２　管理者及び業務に従事する歯科技工士を変更した場合、免許証の提示（各衛生課で確認又はその写しの添付